

桶川市児童遊園地等管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童遊園地等の維持管理及び災害防止に関し、必要な事項を定め、児童遊園地等の円滑な保守管理をし、児童の健康増進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、桶川市都市公園条例（昭和52年桶川市条例第8号。以下「条例」という。）に基づかない児童遊園地等に適用する。

(管理の委託)

第3条 児童遊園地等の管理を地元自治会等へ別紙契約書により委託するものとする。

(委託料及び支払方法)

第4条 委託料の金額及び支払い方法は次のとおりとする。

- (1) 基本額 1ヶ所 年8,000円
- (2) 調整額 1平米あたり、年80円
- (3) 委託料は、毎年9月と翌年の3月の2回に分け、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(委託の内容及び管理基準)

第5条 委託の内容及び管理基準は次のとおりとする。

- (1) 児童遊園地等の除草は年3回以上とする。
- (2) 児童遊園地等の清掃は月1回以上とする。
- (3) 利用者の安全のため遊具等は月1回以上点検し、破損を発見次第直ちに委託者（市）に連絡するとともに、適切な処置をする。
- (4) 樹木等の管理は受託者が行う。ただし、受託者において処理が困難なものは委託者（市）が行う。
- (5) 砂場の砂の補充は委託者（市）が行う。

(6) 破損した遊具の補修、撤去又は新設については委託者（市）が行う。

(7) 管理に係る活動報告書は、9月30日までと翌年3月31日までの年2回委託者（市）に提出する。

（児童遊園地等の状況変更）

第6条 遊具、樹木等を移設・移植・撤去等を行うときは、委託者（市）と協議するものとする。

（行為の制限及び、占用の許可）

第7条 児童遊園地等の行為及び占用については、条例に準じて行うものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めのないものについては、必要に応じて市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。